
◎報告第 1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 報告第1号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年7月12日提出。白老町長。

記、(1)、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

次のページでございます。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成25年7月4日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、43万4,898円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次に、事故の発生状況でございます。

1、日時、平成25年6月14日金曜日午前8時25分頃。

2、場所、記載のとおりでございます。

3、当事者、(甲)、白老町、(乙)につきましたは記載のとおりでございます。

4、状況、平成25年6月14日午前8時25分頃、(甲)が管理する公営住宅団地内の下水道公共ますに玉石十数個が何者かによって投入されていたために、ますが閉塞し、汚水等が流れなくなったことにより、(乙)の住居内排水口より汚水(汚物)が逆流し、(乙)所有の家財道具等が浸水したものでございます。

5、被害の程度、(乙)所有のじゅうたん、家具、電化製品及び衣類等の浸水被害となったものでございます。

6、損害賠償額、本件は、(甲)の管理する施設で発生した事故であることから、(甲)は(乙)に対して家財道具等被害額43万4,898円(全額)を支払うことで示談したものでございます。なお、損害賠償額につきましたは、全額保険により補てんされるものであります。

次のページでございます。事故現場見取り図、それと中段以降の左側が概要図、そして、右側につきましたは、逆流及び浸水箇所の間取り図でございますが、斜線部分が浸水箇所でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね

したいことがありましたらどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） この件に関しまして、警察に事件の可能性があり被害届を出されているというふうにお聞きしていますが、もし犯人等が逮捕された場合、その犯人がこの被害額を支払うことになったら、今後どういう形になっていくのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） これも建設課の管理しているところなので私がお答えします。警察に犯人が捕まった場合は、全額役場のほうに賠償金として払ってもらおうと。それについては、通常でいけば歳計外か何かで収入になるのではないかというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） なければ、私のほうから1点、この関係でお尋ねしたいと思います。

まず、この公共下水ますに玉石十数個となっていますけれども、玉石というと通常15センチから25センチぐらいのものを言いまして、皆さん漬物石を想定していただければいいと思うのですが。仮にこれが本当に玉石だとしたら、それを十数個用意して運ぶだけでもこれ結構な力仕事になるのです。ですから、用意周到だなと。子供だとなかなか大変だし、また、ますのふたを開けてそれを入れるとなっても結構な作業になるわけなのです。玉石となっていますけど、玉砂利いわゆる細かいものも入ってのことなのか。本当に玉石クラスのものばかりなのかというのがまず1点です。

それと、いきなり家の中に逆戻りするようなものなのか、それとも、外側のますのあたりから少し吹き出ているような、そういう予兆みたいなものはなかったのか。その辺2点伺います。

岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） まず、玉石の件なのですけれども、玉石だけでございます。それにつきましては誰が置いたかはわからないのですけれども、4階建てのアパートの下のところにまだ玉石が壁際にずっと置いてあったのです。その一部が汚水ますに入れられたという形で、ふた等も言ってしまうともう小学校の低学年であれば開けられますし、玉石も入れられると。ですからいたずら等も考えられるのかなというふうには考えております。

玉石を入れられてすぐに閉塞したわけではなくて、大分時間がたって、その玉石のすき間に物が詰まって閉塞したという状況でございます。あと、その日からちょっと流れが悪いというのは何件かそのアパートの方から苦情が来まして、対応をしています。汚水ますが問題ではないかということで確認したら、そういうふうになっていたと。そこだけが被害が出たというのは、汚水ますが閉塞したということで、すぐにそのアパートの方に水を使わないでほしいということで全部に連絡しております。ほかの1階のところは若干水があふれた程度で普通の雑巾等で押さえて被害が出なかったのですが、そこだけは多分上の階の方が洗濯とかで水を流してしまったのではないかと。そういうことであふれてしまったのではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） わかりました。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ないようでございますので、報告第1号はこれをもって報告済みといたします。